

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

摘要

大阪平野の台地上に位置する百舌鳥・古市古墳群は、49基の古墳を含む45件の構成資産からなるシリアル・プロパティである。選ばれた古墳は大きく2つの古墳群からなり、日本社会が、中国の律令制の影響のもと、中央集権国家となる前の、3世紀～6世紀の日本の古墳時代の文化を最も豊か且つ明白に表わしている。古墳は、埋葬品（武器、甲冑、装身具）、墳丘を飾るために用いられた「埴輪」と呼ばれる土製品（数列に並べられた円筒型埴輪や、物、家、動物、人をかたどった埴輪）等を内包している。王一族の墓と考えられており、古墳のなかには、「陵墓」（皇室の霊廟）と呼ばれ、宮内庁に管理されているものもある。本資産の構成資産は、日本全国に合計16万基ほど存在する古墳の中から選ばれたものであり、古墳時代の最盛期とされる「古墳時代中期」（4世紀後半～5世紀後半）を代表するものである。

本資産の属性は、49基の墳丘、それらの幾何学的形状、築造方法及び材料、濠、考古資料（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）である。古墳の周辺環境（setting）、大阪地域における視覚的存在感、古墳間に残る物理的、視覚的つながりもまた重要な属性であり、特徴的な葬送儀礼についての証左であることもまた、重要な属性である。

評価基準

評価基準(iii)

日本では16万基の古墳が発見されているが、百舌鳥・古市古墳群は、日本古代の古墳時代の文化を代表する類まれな物証である。45件の構成資産は、古墳時代の政治社会構造、階層、高度に洗練された葬送システムを伝えている。

評価基準(iv)

百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造における類まれな類型である。この独特かつ重要な時代における社会階層の成立に果たした古墳の役割は、土製の像、濠、葺石で補強された幾何学的な墳丘といった有形の属性は、類まれである。

完全性

百舌鳥及び古市の古墳群は、一連の49基の古墳、規模や形式の幅、副葬品と埴輪、継続する儀礼、日本社会において古墳に対して抱かれている畏敬の念を通じて、王権について伝えている。

本シリアル・プロパティの完全性は、構成資産選択の考え方と、構成遺産が古墳の顕著な普遍的価値を伝える能力に依存する。各構成資産の状態、墳丘及び周辺の物証、保全状況も、完全性を決定する要因である。本シリアル・プロパティの完全性に影響を与える課題は、一部の要素（濠など）が滅失したり、近隣での都市開発によって構成資産の用途やセッティングが変化したりすることなどである。

真実性

古墳の用途や景観が変化し、大阪地域は20世紀に高度に都市化したのが、古墳群は現在の景観の中でも、重要な視覚的、歴史的な存在感を有している。選択された古墳群の真実性は、形態、材料、膨大な考古学資料、日本社会での畏怖の念によって証明されている。

陵墓は全体として高い真実性を示しているが、構成資産間で程度の差がある。古墳の真実性を持続するため、整備事業について影響評価を行う必要がある。

保護・管理に係る要件

構成資産の法的保護は国及び地方自治体の法令により提供されている。陵墓は、皇室典範と国有財産法により保護され、史跡は文化財保護法で保護されている。一部の構成資産は、両方の指定を受けている。市指定史跡は文化財保護法に基づいて制定された文化財保護条例に基づいて指定されている。構成資産の 44（訳注：峯ヶ塚古墳）については緩衝地帯の拡張の進められている。緩衝地帯の保護については、複数の法令に基づいて、新規建築の高さ及びデザインのコントロールや屋外広告物の規制が行われている。

管理体制は、（宮内庁、関連地方自治体の代表をメンバーとし、文化庁をオブザーバーとする）百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会の設置に基づいている。この協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会により助言を受ける。資産と緩衝地帯の保護の実施については、包括的保存管理計画に示されている。百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会は、行動計画の実施と関係機関間の調整を行う。大阪府及び各関係市町村は、防災計画を策定している。大阪市、堺市、羽曳野市、藤井寺市には、博物館及びインタープリテーション施設がある。堺市は、百舌鳥地区において新たにインタープリテーション施設を計画しているが、これについては、遺産影響評価を行うべきである。

資産に影響を与える要因は、近隣での都市開発に関わるものであり、緩衝地帯に対する重大な潜在的圧力となっている。古墳の保全に対する圧力は、土でできた墳丘の浸食、十分に管理されていない植物の成長、濠の水質維持の必要性を通じて発生するが、それらは積極的に管理されている。様々な行政機関、個人所有者、コミュニティによる活動について、引き続き連携を図っていく必要があるが、保全措置は適切で、十分な資源が供給されている。墳丘の構造的状態について定期的にモニタリングするための非破壊的 (non-invasive) 技術を開発したり、地域住民コミュニティの関心と支援をモニタリングするための指標を設定したりすることにより、モニタリングの仕組みを更に強化することができるが、モニタリング体制は適切である